

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集に関する質問と回答（7/18 收受分）

質問 1 ) 自動販売機の設置について

増設は可能か？

清涼飲料水以外に、アイスクリームや軽食、かき氷、UFOキャッチャーなどの自販機設置は可能か？

回答 1 ) 業務の内容及び基準第 4 ( 9 ) に示すとおり、自動販売機は利用者の利便性を図るためのものであり、その範囲内で増設が必要と、県との協議により認められる場合は可能です。

ただし、既存の建物への自販機の設置及び附帯建築物（屋根等）の設置はできません。

清涼飲料水以外の自販機を設置することはできません。

質問 2 ) 県の調査研究員について

水族館に常駐するのか？

水族館事務所に席を作る必要はあるのか？

回答 2 ) 隣接する水産技術センター忍野支所に常駐します。日常的に水族館バックヤード所定場所での研究を行う予定です。

事務所に席を置く必要はありませんが、バックヤードで記録等簡易な作業を行うための机、イス、スペースを県で使用します。

質問 3 ) ボランティアの学生について

学生への経費（交通費や謝礼など）はどこまでか？

今後も協力を得られる可能性はあるのか？

回答 3 ) 学生に対して交通費や食費、謝礼等の支出はしていません。ただし、被服（ロゴ入りウィンドブレーカー、長靴等）の無償貸与、ボランティア保険の加入を行っています。

指定管理者の選定後、当事者間で協議して頂くこととなります。

質問 4 ) 館長の手当は支所長分と、どのように按分していたのか？

回答 4 ) 「業務の内容及び基準」資料 の組織図に示すとおり、支所長が館長を兼務しているため、支所長に館長としての手当は支給されていません。

質問 5 ) 潜水資格者は常駐の必要はあるか？

回答 5 ) 義務付けはしていません。ただし、「業務の内容及び基準」第 2 ( 2 )(キ) に例示する作業などを潜水して行う場合は、潜水士の資格所持者が行う必要があります。

質問 6 ) 「さかな公園」内の施設の利用は可能か？

回答 6 ) 村営施設の利用に関しては、忍野村と具体的な利用内容について協議が必要です。

質問 7 ) 「移動水族館」の使用機器や使用車両など概要を教えてください

回答 7 ) 県民の日記念行事会場に出張し、水槽・パネル展示による本県内水面漁業等の啓発、タッチ体験やクイズ等のイベントを行っています。

機器等過去の使用例は次のとおりです。

なお、指定管理者が水産技術センター備品を使用することはできません。

- ・ 60cm 水槽、水槽架台 ( 10 セット )
- ・ チョウザメ等大型魚展示プール ( ビニールシート製水槽をパイプ枠により自立させた組立式の簡易水槽。 1 基 )
- ・ 展示生物の搬送用具 ( 500L 車載タンク 1 基、酸素ポンベ、タル、バケツ等 )
- ・ プロアーポンプ、通気配管、各種タモ網、魚名解説板等小物
- ・ 看板、幟旗、パネル、パンフ等広報用品
- ・ 机、イス ( 水産技術センター備品 )
- ・ 使用車両 軽トラック、バン各 1 台 ( 水族館備品 ) 中型トラック ( 水産技術センター備品 ) 1 台

テント、電源などは県民の日記念行事実行委員会と事前調整の上、実行委員会側が用意します。